

尾道商工会議所 さくら共済「見舞金・祝金制度」規程

(目的)

第1条 本規程は、「さくら共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「さくら共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「さくら共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「さくら共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規程の制定および改廃は、会頭の決裁により行う。

(附則)

第10条 本規程は、令和2年10月1日から施行する。

以上

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（10月1日～9月末日）に1回の支払いを限度とします。

1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

1年間（10月1日～9月末日）に短期病気入院見舞金を支払っている場合は、上記表の半分の額を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 短期病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として1泊2日から4日以内継続入院したときに、次の短期病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（10月1日～9月末日）に1回の支払いを限度とします。

1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院1日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院
- (5) 1年間（10月1日～9月末日）に病気入院見舞金を支払ったとき

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として10日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（10月1日～9月末日）に1回の支払いを限度とします。

1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院10日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院10日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の結婚の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表2

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が災害通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書・結婚式の招待状等の原本又はその写し
- ・ 商工会議所は病気入院見舞金・事故通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・ 商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。